

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10 名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前 10 時 00 分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第 1、一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

3 番 中村勝巳君。

◇3 番 中村勝巳

はい、議長。

おはようございます。今年も既に 12 月中旬を迎えようとしています。振り返ってみますと、令和 6 年は 1 月 1 日に発生しました能登半島地震による大災害から始まり 9 月には集中豪雨や 11 月には羽咋沖を震源とするマグニチュード 5.7 の地震と自然災害の連続でありました。

特に能登半島地震での被害範囲は、県内全域に渡りましたが甚大な被害を受けた能登の住民の方達にとっては、高齢者も衣食住を始め移動手段の確保と現在の厳しい生活を余儀なくされております。本当に心がいたむばかりです。早急に復旧復興がなされることを願いたいと思います。

それでは、12 月議会定例会において、一般質問の機会を頂きましたので、2 点について、分割方式によりお尋ね致します。

1 点目は、町外移動時の交通手段としての行政版ライドシェアの導入についてです。

少子高齢化の現在において、2024 年時点で団塊世代の人達が概ね 75 歳以上となり、後期高齢化人口の増加がピークになっています。そのような中、免許返納者や年金生活を送っている高齢者の方達にとって、物価高や社会経済の不安定な状況において、町外病院等への移動は経済的負担が大きく、初乗り料金の助成があるタクシー助成だけでは厳しいとの声、バス停までの自足移動が困難で公共バスの利用は無理との声を良く耳にします。

さらに先月の新聞情報で、北鉄バスも運転手不足により地域の足としての維持が難しくなっているという記事が掲載されました。

そして、当町を通過する川北線、三反田線の路線も来年 3 月に一部の区間が廃止されるようです。公共交通も年々縮減の時代背景となっています。

そして、これからの移動弱者への交通代替え手段としては、行政版ライドシェアが主流になって来るものと思います。

国交省から出している地域応援 P T 資料を見ると 2024 年 10 月現在で、全国 1718 自治体のうち既に 1100 自治体の実施並びに準備中に入っているとの情報内容もあります。行政版ライドシェアとは、地方自治体が直接運営するとか、タクシー事業者との提携をするとか、または地域の NPO 法人等の団体に委託し、自治体所有の車両や住民の自家用車を利用して、地域住民の福祉サービス向上を目的とするサービスです。

特に交通手段が不足している地域では、公共交通の補完や代替として導入されるシステムでもあります。

川北町は自家用車が無ければ生活できない自治体です。そんな川北町で、「住んで良かった！」と感じてもらうため、移動弱者の足を確保することは非常に重要なことであると考えます。

現代社会は常に進展しており、今後ますます移動弱者の方達は厳しい環境を余儀なくされていきます。

したがって、増加する移動弱者の福祉サービスの向上のため、近い将来を見据え中期の取り組みとして、早急に川北町版ライドシェアの導入を必要と思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

町では、これまでも町民の移動の足の確保について、様々な施策の実施や調査・検討を進めて参りました。

ご承知のとおり、令和3年度からは、高齢者や免許返納者など交通に不便や困難を感じている方を支援するため無料で利用できます町内巡回バスの運行や、初乗り運賃を助成するタクシー利用助成事業を開始致しております。

町内巡回バスの利用状況を見ますと、登録者数は、現在81名で、今年度では、1日平均10.3人の利用がございました。利用者は年々増加しているのが現状であります。

また、タクシー利用助成事業の登録人数は、49名で今年度、10月末までの利用件数

は108件となっております。

地域交通の担い手や移動の足の不足といった社会問題に対応するため、所謂、ライドシェアの導入が全国的に進められております。

また、県内のいくつかの自治体においても進められており、その取り組み状況を注視しているのが現状でもございます。

しかしながら、導入に際しては、利用者の安全性の確保、交通事業者の理解、運営主体及び運営方法、人員の確保、関係機関・関係自治体との調整、協議会の設置、運行経費の面など様々な課題もございます。

高齢化が進んでいる現状での町外移動時を含む日常生活での移動手段、そして、高校生の通学の足の確保など公共交通の取り組みは、本町における大きな課題の一つであると認識しております。

そのため、今年に入っても、交通事業者や近隣自治体、北陸信越運輸局との協議や意見交換を引き続き重ねて参りました。

そのうち、高校生の通学の足の確保につきましては、平成28年に金沢方面の北陸鉄道四十万線の路線バスを川北温泉まで延伸しておりますが、今後、小松方面の佐野線の路線バスにつきましても、川北温泉まで延伸できますようバス事業者や関係自治体と協議するなどその準備を進めているところでもあります。

今後とも、本町の公共交通につきましては、地域住民の移動手段の確保という観点から、関係機関や事業者と連携を図り、コスト面を考慮しながら、ライドシェアの取り組みを含め、引き続き、調査・検討を進めて参ります。

◇3 番 中村勝巳
議長、3 番。

◇議長 西田時雄
3 番 中村勝巳君。

◇3 番 中村勝巳
はい、議長。

はい。ありがとうございました。いろいろな課題をクリアして早急に導入が進むようによろしくお願い致したいと思います。

それでは、2 点目は、平成 31 年 3 月議会において、一般質問された病児保育室設置の検討状況のその後についてであります。

私の自宅の隣に居住する娘夫婦に、1 番上は 14 歳から末っ子で 3 歳になる 5 人の孫がおり、いずれも橘保育所にてお世話になっております。これまで 10 数年間の孫支援で思ったことは、孫が病的症状となった時、保育所より娘に呼び出し連絡が入ります。町外で働く娘夫婦に休みが取れない場合は、代わりに私達祖父母が迎えに行くこととなります。5 人いますので、熱や下痢症状、ケガ等での呼び出しは高い頻度であり、孫一人平均で年 5～6 回は保育所に迎えに行ったのではないかと考えております。

そして現在も病気時の迎えを継続しており、連れ戻った後は自宅で孫の面倒を看ることになります。

その時から感じていたことは、代わりに迎えに行けない共働き世帯の家庭は、本当に厳しいだろうなと思いましたが、病児保育室が川北町にも設置されれば、共働き世帯では、大変に助かるだろうなと思いました。これからも移住定住化の促進、少子化

対策、子育て支援の充実を目指す川北町にとって、病児保育室の設置は重要な子育て支援政策ではないかと思います。

現在当町では、病後児保育はファミリーサポートセンターで実施しており、病児保育は近隣市の病児施設の利用案内と助成に関する周知を行っていますが、近隣市ともなれば物理的な距離も伴い、町外病児利用者数は少ない現状であろうかと想定しています。

また病児保育施設の設置条件での医師配置に関しては、小児科医師の常駐が必須条件ではなく、法的には小児知識を保有している内科医の定期巡回でも大丈夫と有りますので、設置場所には特にこだわりません。更に病児保育施設の運営については、国の助成金制度もあるようです。ぜひ設置に向けて進めてほしいと思います。

平成 31 年 3 月議会において、病児保育室施設の設置に関する一般質問について、設置条件、緊急時の体制づくり、同施設利用者への感染防止に関する配慮等、様々な観点からの検討が必要であるとの回答をされました。その時から早や 5 年が経ちました。

設置にむけた期待ある検討状況について、町当局の考えを伺いたいと思います。

◇議長 西田時雄
住民課長 國雲正樹君。

◇住民課長 國雲正樹
はい、議長。

お答え致します。

初めに、病児保育を利用するまでの流れについて申し上げますと、まず医療機関を

受診し、医師に無償の診療情報提供書を書いてもらわなければなりません。その後、電話による利用申し込みをしていただき、空きがあれば利用できることとなりますので、議員のイメージとは、少し違って、すぐにお子さんを預け、すぐに仕事に戻るとは、手続き上、難しいのが現状であります。

病児保育を実施するにあたり、国の基準では、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用施設であって、「保育室」と「観察室又は安静室」そして「調理室」を有することになっています。

また、職員の配置については、看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上の配置を定めており、保育の質を確保することは必要不可欠であることから、この基準を順守することが求められております。

施設設置に向けた問題点と致しましては、病児・病後児保育は、医療、保育士の専門スタッフおよび保育可能な施設の確保が必須であり、国・県の補助があるといえども相応の費用負担が必要となること。

また、他の施設を見学したところ、専用の排気ダクトを有し、感染症等に配慮した個別空調を備えた部屋が整備されているなど施設整備には多額の費用が生じることが挙げられます。

そして何より、病児保育は、専門性の高いスタッフがしっかりとマネジメントを行わなければ事故につながりかねず、緊急時はもちろんですが、しっかりとした受け入れ体制を整えなければいけない点であります。

す。

以上の点から、子育てしやすい環境づくりを推進するために、必要な事業であると認識はしておりますが、町単独での施設整備・運営は難しいと考えております。

今後とも、様々な機会を通じて、市町内利用料と市町外利用料の差額を町単独事業として助成をしております病児・病後児保育利用料助成事業と近隣の病児・病後児保育施設の周知に努めていくことを申し上げ答弁と致します。

◇議長 西田時雄

8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長。

12 月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、前回に引き続き、水道事業について 2 点、分割質問方式により、再度、お尋ねします。

始めに、令和 6 年 6 月議会・9 月議会において、水道の施設及び管路について、「地区により、実情が異なることから、計画的な整備の予定はない」旨の答弁でした。

「地区により実情が異なる」とのことですが、水道の施設・管路について、何が、どのように異なるから、計画的な整備ができないのかよくわかりません。

水道の施設は地上にあり、目で老朽化の状況を確認できますが、水道の管路は地下にあり、目には見えず、実情はどこも同じではないかと思います。

現に、下水道の施設については、計画的な整備が行われています。

そこで、お尋ねします。

実情が異なるのその内容について、町としての考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

お尋ねの各地区毎に実情が異なる点につきましては、希望されている地区内で分担金などの財政面での検討や協議、そして合意形成等が整備を進める際に、それぞれの地区や水道施設の稼働状態により、実情が異なることをご説明したものであります。

また、水道施設に不具合が発生した際には、ポンプ、機械・装置、管路等の改修や更新を速やかに実施しており、施設機能は維持された状態であることを申し上げ、答弁いたします。

◇8 番 山村秀俊

議長、8 番。

◇議長 西田時雄

8 番 山村秀俊君。

◇8 番 山村秀俊

はい、議長。

2 点目は、町の公共施設等個別施設計画について、お尋ねします。

まず初めに、町のHPに令和3年3月付けで、「町の公共施設等の個別施設計画」が公表され、公共建築物ごとの具体的な取り

組み方針を示し、推進することを目的として策定され、そこには上下水道施設の実施計画が示されています。

その実施計画は、計画期間10年で、水道施設では、令和3年から令和7年を前期として、木呂場・木呂場新町を含む4地区を更新対象とし、令和8年から令和12年を後期として、1地区を更新対象としています。

水道施設は、町民の暮らしに最も重要なインフラの一つであり、ライフラインです。

見通しを示すことが、町民の安心に繋がるのではないですか。

そこで、お尋ねします。

町の個別施設計画に記載の水道施設実施計画の考えは継続していますか。それとも変更になりましたか。

町としての考えをお聞かせ下さい。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。

お尋ねの公共施設等個別施設計画につきましては、3地区において更新や改修が見込まれるものとなっておりますが、現状では、適宜、簡易水道施設の不具合箇所の改修や修繕を実施し、町民のライフラインの保守に努めているところでご座居ます。

個別施設計画につきましては、状況に応じて見直しも必要かと考えますが、先ずは施設機能の維持を優先し、希望される地区毎の実情や施設整備への理解をいただきな

がら、進めてゆくことを申し上げ、答弁といたします。

◇議長 西田時雄

10 番 田中秀夫君。

◇10 番 田中秀夫

はい、議長。

12 月議会に質問の機会を頂きましたので、次の 2 点について分割質問方式で行います。

1 点目は、農家の収入保険に関するものであります。

まず今年元旦に発生した能登半島地震、そして、9 月には 2 重災害となります豪雨被害も発生いたしました。

被災に遭われました皆様方には心よりお見舞いを申し上げますと共に、一刻も早く復旧・復興されることをお祈り致しております。

このように最近では異常気象による災害が多方面で発生しております。

又、高温による農作物の品質低下や、市場価格の低下など農業経営が安定せずに苦慮しているところでもございます。

幸いにして、令和 6 年度産の米価については、米不足によって値上りしたものの来年度の保証ありません。

農業経営を安定させる意味でも、災害による減収はもちろん、市場価格の下落や、納屋の浸水被害、収穫物の盗難や運搬中の事故など、幅広い補償が受けられる収入保険があり、川北町でも 26 件ほどの農家や経営体が加入しています。

しかし、掛金が高額となることから加入

することに躊躇している農家もいるように伺いました。

県内では、7 市 3 町の自治体がいろいろな形で補助をしております。

そこで、農業経営の安定のためにも収入保険の掛け金に対して、川北町でも補助できないか伺います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

議員ご指摘のように、地震や異常気象により自然災害が増加し、農業経営の安定という面においては、その対応として保険を掛ける対策が必要となっており、国は保険制度として、収入減少影響緩和交付金、所謂ナラシ対策と今ほど質問がありました収入保険の 2 つの制度を設けております。

ナラシ対策ですが、米と麦や大豆などの畑作物の販売収入が大きく減少した際に利用できる保険制度で、当年産の販売における収入額の合計が標準的な収入額を下回った場合に、差額の 9 割が補填されるもので、その補填財源は、農家の積立金と国費を財源とする交付金が 1 対 3 の割合で負担し、残額は翌年度に繰り越されるため、掛け捨てとならない点がポイントとなるものであります。

一方、収入保険ですが、米や麦、大豆などに加え、肉用牛や鶏卵など畜産物以外の全品目が対象となり、農家ごとに設定されている標準収入の 9 割を実際の収入が下回

った場合に、下回った額の 9 割を上限に補填されるものであります。

保険料の掛け金率は 1%程度であり、農家ごとの平均収入に対して 8 割以上の収入が確保できるものとなっており、補填の方式といたしましては、掛け捨ての保険方式と掛け捨てにならない積み立て方式とを組み合わせしており、農家は保険料の負担などを考慮した上で、補償の限度額や支払い率を選択して加入できるものとなっております。

なお、ナラシ対策と収入保険の重複加入はできないことになっております。

収入減少の要因といたしましては、ナラシ対策では、自然災害による収量減少や価格低下による地域全体の収入減少が対象ですが、収入保険では、自然災害や価格低下のほか、経営努力によっても避けられない事象による収入減少も対象となるもので、具体的には、「けがや病気によって出荷できなかった」、「取引先が倒産した」、「運搬中に盗難や事故にあって大きな損失がでた」などの場合も含まれます。

ご存じのように、収入保険制度は、従来のナラシ対策制度に加えて、平成 31 年 1 月から新しく施行された保険制度であり、施行された令和元年の年末からは、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、農林水産省は令和 3 年 2 月、経営局長名で都道府県知事あてに「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した農業経営・収入保険の保険料等補助について」と題する通知がだされており、同交付金を活用して、収入保険の保険料等への補助の実施について都道府県に呼びかけ、市区町村にも検討を促すよう通知されております。

コロナ臨時交付金は、コロナが原因での収入の減少に対応できる収入保険の財源とはなりますが、ナラシ対策の財源とはなりません。

そこで、この農水省の呼びかけに応じて、コロナ対策の事業として、収入保険の保険料に補助を行う自治体が出て参りました。

また、稀にはございますが、臨時交付金の対象とはならないナラシ対策を利用している農業者にも配慮して、自治体独自の財源での補助を行い、ナラシ対策と収入保険の双方に助成を行うという自治体もありました。

ご存じのように、このコロナ臨時交付金は、コロナ禍が終息すれば当然廃止されるものであり、その後は、すべて自治体独自の財源で手当てをしなければなりません。

そこで、自治体によっては、「コロナ交付金が交付される期間に限り」といった時限的な補助制度とし、現在では制度が打ち切られている自治体も多くあります。然は然り乍ら、異常気象による自然災害が拡大している現在、国の交付金に頼らず、ナラシ対策あるいは収入保険に対する助成の必要性につきましては、改めて、他市町の状況も勘案しながら、慎重に検討して参りたいと考えております。

◇10 番 田中秀夫
議長、10 番。

◇議長 西田時雄
10 番 田中秀夫君。

◇10 番 田中秀夫

はい、議長。

慎重に審議をお願いしたいと思っております。

次に2点目は、姉妹都市についてであります。現在、川北町では、中国は遼寧省興城市との間で、平成4年9月に友好都市を提携しています。この間何度も交流がありました。

しかし、平成24年6月に、友好都市提携20周年を記念して、町長と議会が訪中して以来、何度か機会があったものの中国側の国内事情により途絶えており、今では年賀状のやり取りのみとなっております。

文化や習慣の違う国や地域を知することは非常に意味があると思います。

特に青少年の成長する過程にあってはより価値があります。

川北町では、昨年度と今年度、夏休みを利用して中学生をニュージーランドのオークランドに派遣して交流を深めました。

子供たちの話を聞くと、「英語の勉強になった」「食べ物や習慣が違った」「国の歴史を学んだ」など、非常に興味深いものになったようでございます。

このように、お互いの文化や習慣を学ぶ事は大事なことではないかと思えます。

そこでお伺いいたします。この機会にニュージーランドとの姉妹都市あるいは友好都市の提携を模索してはどうでしょうか。

◇議長 西田時雄

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

川北町の姉妹都市交流の取り組みにつきまして、お答え致します。

初めに、姉妹都市交流という言葉の他に友好都市交流という言葉がございますが、一般財団法人自治体国際化協会、通称クレアと言っておりますが、クレアでは姉妹や友好自治体の定義につきましては、法律上定められているものではなく、1番、両首長、つまり市長や町長ですね。両首長による提携書があること、2番、交流分野が特定のものに限られていないこと、3番、交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること、この3つの基準を満たして行われている自治体同士の都市間交流につきまして、クレアでは、姉妹自治体あるいは友好自治体として取り扱うこととしているということです。

川北町では、中国遼寧省興城市と平成4年9月に友好都市提携を結んでいます。

姉妹都市の姉妹という言葉には姉と妹の上下関係からどちらが上か下かといった見方もあることから、近年では、友好都市という言葉が多く使われているようでございます。

議員ご指摘のように、興城市との往来は、友好都市提携20周年を記念した平成24年6月の訪問以来、訪問が途絶えております。

近年は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、一昨年、令和4年ですね、興城市との友好都市提携30周年という記念の年でございましたが、残念ながら訪問することは叶いませんでした。

それでも、興城市の担当職員らとは年賀状だけでなく中国版LINEとも呼ばれる

WeChat という SNS を利用して、日常的に連絡は取り合っております。

幸い、昨年 5 月にコロナが 2 類から 5 類感染症に移行し、先月、11 月 30 日から短期ビザが免除となったことでもあり、遠からず、興城市への訪問が実現できるものと期待しているところであります。

また、新たに、昨年 8 月と今年 8 月に、中学生国際交流の翼事業で、中学生をニュージーランドに派遣いたしました。

昨年 9 月の山田議員の質問にもお答えしましたが、参加した生徒たちは僅か 1 週間の訪問でしたが、ニュージーランドの人たちと言葉や文化の壁を越えて、相互に理解を深める貴重な体験をし、大きく成長することができました。

パーマストンノース市にある、アワタブ・カレッジと国際大学 IPU ニュージーランドでは、今後も引き続き毎年受け入れていただける旨ご了解をいただいております。加えて、新たに、来年 4 月にはアワタブ・カレッジの 19 人の生徒を本町で受け入れる予定となっております。

昨年のパーマストンノース市訪問時に、国際大学 IPU ニュージーランドの妻倉ディレクターから、「来年は、つまり今年になりますが、派遣される生徒たち一行のパーマストンノース市長表敬訪問を組み込ませていただきます。」と言われまして、今年の訪問団はその言葉通り、パーマストンノース市長を表敬訪問を行いました。

4 月に来町するアワタブ・カレッジの生徒のみなさんにも、今度は、川北町長を表敬訪問してもらう予定としております。

このように、市長と町長への相互の表敬訪

問も実施することで、将来的には、川北中学校とアワタブ・カレッジの交流に加え、川北町とパーマストンノース市との友好交流にも輪を広げ、両市町間での友好都市提携が結ばれることを期待しているところであります。以上です。

◇議長 西田時雄

5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔

はい、議長。

12 月議会定例会において、一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式で 2 点お伺い致します。1 点目は今後の健康づくり推進施策についてお伺い致します。

令和 4 年 9 月に健康づくり推進条例が制定されました。この条例に対して、前町長はこれまでの健康づくり施策をもう一段ステップアップし、町全体で健康づくり運動を展開し、人生 100 年時代に相応しい先進的な健康づくりを進めると発言されました。そして具体的な施策の策定や実施計画については、令和 5 年度中に推進協議会に提案し公表すると言われておりました。

しかし、それが遅れていると伺っております。遅れた理由として能登半島地震の発生など、やむを得ない事情もあったと伺っていますが、その後どのように進められているのでしょうか。

川北町ではこれまでも、健康寿命延伸に向けた取り組みを行ってこられ、効果も上げてこられました。

しかし近年、高齢者人口が増え、介護を必要とする要介護認定者の数も増加してお

ります。令和6年1月1日の人口統計では、川北町の高齢者人口は5年前と比較して、65歳以上で約60人の増加、75歳以上で約100人の増加となっております。それに伴い要介護認定者数もこの5年間で21人増え令和5年度では202人となっております。今年度より介護保険料が月額400円値上げされました。町独自で行っている高齢者医療費助成金も増加しております。

介護や医療に関わる費用は個人負担も町の財政負担も増加しており、介護職員の不足などの問題も深刻化しております。こういう状況ですので、さらなる健康寿命の延伸に向けた新たな健康づくり施策の策定は急がなければいけないと思います。

今後の町の健康づくり推進に向けた取り組みについて伺い致します。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは、お答えを致します。

町では健康づくりに関する実施計画について、令和5年度中に推進協議会で提案し、公表することとし、作業を進めてまいりました。

担当課での話し合いからスタートし、健康づくりをまちづくりの中心に位置づけ、庁内横断的に施策がつながるよう各課職員によるワーキンググループを設置し、現在、町で実施している健康づくりに関する事業についての整理を行っております。その後、議会、区長会、老人クラブ連合会

や町スポーツ協会など、各種団体の方を構成員とする健康づくり推進協議会を開催し、健康づくりに関する計画の位置づけや、内容について検討を行いました。

推進協議会では、それぞれの立場でこれまで行ってきた健康づくりに関する事業や、町民が健康について、より関心を持つための計画など、たくさんのご意見をいただき、年度内での計画策定と公表を目指してまいりました。

ところが如何せん、諸藩の事情もありまして、実施計画の策定が遅れている状況にあります。

現状を申し上げますと、地域においては、老人クラブ連合会でのウォーキング、スポーツ団体や文化協会などの各種団体においては、心と体の健康に関する活動が行われております。

また、町では、介護予防として、いきいき百歳体操のほかに、健康に密接な関わりのある口腔や栄養に関する事業を新しく始めております。

そして、現在、健康づくり推進協議会の皆様から頂いたご意見や現在行われている町の施策等を整理し、今年度中の策定、公表に向け、鋭意作業を進めているところであります。

今後とも、魅力ある健康づくりの施策をより一層充実させるため町民の皆様方が心身ともに健やかに生活できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◇5番 宮崎 稔

議長、5番。

◇議長 西田時雄

5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔

はい。議長。

只今のご答弁ありがとうございます。

是非しっかりとした対応をお願いしたい
と思います。

2 点目の質問に移ります。

2 点目は、水道本管延長に関わる所有権
トラブルと費用負担についてお伺い致しま
す。

近年、町では集落周辺の白地農地を転用
する宅地開発が進んでおります。それに伴
い、水道管路も周辺に拡張しつつあります。

通常、家を新築し水道に加入する際に、
本管延長が必要な場合には、加入者が全額
費用負担をして延長工事を行い、本管完成
後は町の所有に帰属することになっており
ます。

しかし、その所有権をめぐってトラブル
になったこともあると伺っております。
それは、自費で本管を延長した方が自身に
所有権がある、町ではなく自身に所有権が
あることを主張し、後から家を建てた方に
その本管を使わせない、使ってはいけない
と言ったことからトラブルになったという
ことであります。これは、公共施設である
本管を個人が自己負担して延長し、それを
町に寄贈させるという仕組みに対する町民
からの問題提起ではないかと私は思います。

一方、町の下水道事業では、本管を延長
する場合には、町が工事を行い、加入者か
ら2割の受益者負担を徴収することになっ
ております。この方法であれば、所有権に

関わるトラブルも発生しませんし、個人の
費用負担も小さくなります。水道におい
ても同様に変更すべきではないでしょうか。
これは集落周辺で新築住宅を建てる若者世
代に対しても大きな負担軽減になると思
います。

また、町の簡易水道事業等給水条例では、
本管延長に関して、誰が発注し、誰が費用
負担をして、所有権は誰にあるのか、明確
な記載がありません。それ以外においても
現実合っていないのではないかとされる
条文もあります。水道の分担金条例につ
いてもしかりです。

今年度より公営企業経営となったこの機
会に、本管延長に関わる所有権トラブル解
消と費用負担軽減策を含めて、関係条例の
見直し改正が必要ではないかと思いますが、
町の考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。お尋ねの水道施設の費
用負担につきましては、簡易水道事業等給
水条例では、配水管より宅内に引き込む際
には、配水管から分岐して設けられる給水
装置の設置費用は、原因者が負担するもの
となっており、町の指定業者により接続工
事が行われております。

そして、この工事に際して事前の打合せ
では、宅外の給水装置は、町に帰属される
ものとして、その詳細を説明させていただ
き、了承が得られたうえで着工されるもの

となっております。

議員ご指摘の件につきましては、先ほど申し上げました事前の打合せが代理人より、原因者に正確に伝わらなかったことが考えられます。

以上のことから、今後は申請される方にとりまして、よりわかりやすいものとなりますよう、業務改善に努めて参りますことを申し上げ、答弁いたします。

◇5 番 宮崎 稔
議長、5 番。

◇議長 西田時雄
5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔
はい。議長。

只今のご答弁に対して再質問をさせていただきます。

この本管、水道本管延長に対する個人負担割合軽減に軽減するということは、私は町が進める集落周辺宅地開発支援や、あるいは住宅移住定住支援、移住定住促進支援に繋がるものだと思っております。

そこでお伺いするのですが、これをその支援策の一つだと考えていただくわけにはいかないでしょうか。町の方針として、集落周辺の宅地開発を支援しています。それから新築住宅奨励金などもだして移住定住促進という支援をしております。先ほど下水道の本管延長はいわゆる個人負担と言いましたが、これは令和 2 年頃に 5 割から 2 割に軽減されております。これは町民からの要望があって、前町長も若者世代の移住

定住支援策として、2 割負担軽減にされたものだと私は思っております。

また、昨年度より地区主体で行う 20 区画前後の宅地造成を行った場合の上下水道、本管布設については全額町負担で工事が行われるようになっております。ですから現在ではこの水道の本管延長だけが費用負担の軽減が取り残されている。そういう状況になっており、私はこの延長工事、水道の延長工事の費用負担についても、いずれは軽減されていくものだろうなというふうに思っております。

そういう意味で、この水道の本管延長に対しての費用負担、個人の費用負担についても、この移住定住促進支援の中で組み入れて考えて検討をお願いできないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

◇議長 西田時雄
産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一
はい、議長。

お答えいたします。先ほども答弁いたしましたけれども、川北町簡易水道事業等給水条例の第 3 条中でございます町長の布設した配水管、これはいわゆる本管でございます。その配水管から分岐して設けられる給水装置、こちらにつきましては、その費用を原因者が負担するものとされております。以上でございます。

◇議長 西田時雄
7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

はい。議長。

令和 6 年、最後の議会におきまして、大
とりで質問させて頂く機会を頂きましたの
で、私からは、おむつ替え・授乳設備の充
実について、そして、物産館を活用した情
報発信・賑わいづくりについて、以上、2 点
を分割質問方式により質問させていただきます。

先ずは、おむつ替え・授乳設備の充実に
ついてお尋ねいたします。

我が町川北は子育てのしやすい町、福祉
が充実した町を目標に各種施策の充実をは
かってきております。

子育て世代の方とお話させていただくと、
「総合体育館におむつ替え台や授乳室が欲
しい。」というご意見がございました。

我が町では町内コミュニティを充実させ
るため、いろんなスポーツ・文化行事が開
催され、学童スポーツクラブも盛んで、小
さなお子さんを連れて若い世代の方々も積
極的に参加していただいております。
そんな時に町内の公共施設でおむつ替え・
授乳施設が充実していると、行事の参加も
しやすくなりますし、もちろん子育てもし
やすくなります。

現在、町の主な施設でのおむつ替え・授
乳設備はどのようになっているのでしょ
うか。設備のないところがあれば、新たに設
置することはできないのでしょうか。

町内のおむつ替え・授乳設備について、
町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

教育課長 東 誠君。

◇教育課長 東 誠

はい、議長。

お答え致します。まず、本町の公共施設
21 施設ございますけどその整備状況を申
し上げますと、おむつ替えができる施設は、
役場庁舎をはじめ、文化センター、保健セ
ンター、ふれあい健康センター、サンフ
ィールド川北、そして 3 つの各保育所及び各
児童館の 11 施設でございます。

また、授乳が可能な施設は、保健センタ
ーと 3 つの各保育所及び各児童館の 7 施設
で、体育施設等には十分に確保されていな
い現状でございます。

このような中、先般 10 月 6 日の日曜日に
開催致しました川北サンスポ大会では、サ
ンフィールド川北にテント 1 張りを授乳室
として設置したところ、数名の方が利用さ
れたと聞いております。

議員ご指摘の若い世代の方々にも安心し
て利用できるように、設備のないところへ
の必要性については承知しておりますが、
限られた施設の中に、新たに設置するス
ペースが確保できるのか、そして、また、年
間を通して利用ができるよう、空調など環
境への配慮も必要となることが想定されま
す。

現状といたしましては、可能な限り、現
在ある部屋の一部をおむつ替えや授乳室と
して活用しつつ、今後、新たな設置につい
て検討していくことを申し上げ、答弁と致
します。

◇7 番 井波秀俊

議長、7 番。

◇議長 西田時雄

7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

はい、議長。

答弁ありがとうございます。いろいろとかなえて頂いていろいろとしていただければ幸いかと思いますし、もし、新たに代用するお部屋がありましたら、分かり易い表示をしていただければ幸いかと思っております。続きまして、2 問目の質問に移らせてもらいます。

続きまして、物産館を活用しての情報発信、賑わいづくりについてお尋ねいたします。

現在、我が町では広報誌や SNS などデジタルとアナログを駆使して町内の情報を町内外に発信しております。昨年から川北町の施策を紹介した大きなポスターを川北温泉や体育施設、大型ショッピングセンターなど目立つ場所に掲示し、多くの人の目につくよう努力しております。

しかしながら、わくわく手づくりファーム川北内にある町の物産館には川北町を P R する掲示ポスターや情報など、何もないと思われるほど目立たない所に少しだけ掲示してあるという程度です。

物産館とは町内や近隣地域の特産物や農作物などを販売するだけでなく、広く大々的に川北町を P R する場所ではないでしょうか。物産館の空きスペースや壁一面に、川北町の観光ポスターをはじめ、施策紹介、飲食店マップや特産物紹介、観光・施設リーフレット、企業紹介、求人などいろんな情報を発信し、もっと町の情報発信の柱に

していかなくتهはいけないのではないのでしょうか。

幸い、昨年には隣にラーメンショップさんが開店し、一日 300 人以上の来客があり、今年からはサンフィールド川北も開場し、休日には大変多くの人が物産館周辺に集まってきております。このチャンスに物産館を活用しての情報発信、まちの賑わいづくりをするべきではないでしょうか。

先日開催されました町総合戦略検証会議においても、この物産館の充実や活用不足についてのご意見が多くでておりました。

物産館を活用しての情報発信、賑わいづくりについて町当局のお考えをお伺いいたします。

◇議長 西田時雄

産業経済課長 奥村栄一君。

◇産業経済課長 奥村栄一

はい、議長。

お答え致します。議員ご指摘のように、昨年、レストランスペースにラーメンショップが入居され、そして今年は、サンフィールド川北もオープンしたことで、多くの人が産直物産館周辺に集まって来られるようになり、併せてその売上も少しずつではござ居ますが、伸びてきております。

最近では、自家製ソフトクリームや町の特産品であるいちじくを活用し、町商工会女性部員が開発を担ったいちじく太鼓やいちじく花美を販売しており、おみやげ物として好評を得ているところであります。町の PR と併せた特産品や農産物の販売は、その相乗効果も期待されますことから、今

後、周辺でイベントが開催される際には、産直物産館への来店客が増加するよう、販売促進品目の充実や PR に工夫を加える等の方策を実施すると共に町観光物産協会と連携し、有効な町の情報発信の方法を検討して参ることを申し上げ、答弁いたします。

◇議長 西田時雄

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第 2、承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44 号から議案第 45 号までを一括議題とします。

これから各常任委員長より、先に付託いたしました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長、窪田 博君。

◇総務産業常任委員長 窪田 博

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

承認第 7 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、議案第 44 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第 45 号、川北町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、以上の案件について、休会中、

慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長、山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

承認第 8 号、川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについて、議案第 44 号、令和 6 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで、常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44 号から議案第 45 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。承認第 7 号から承認第 8 号及び議案第 44

号から議案第 45 号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、承認第 7 号から承認第 8 号
び議案第 44 号から議案第 45 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《議事日程追加》

◇議長 西田時雄

次に議事日程追加の件をお諮りします。

会議規則第 22 条の規定により、本定例会に議案第 46 号から議案第 48 号までを追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって本定例会に議案第 46 号から議案第 48 号までを追加することに決定しました。尚、これに基づく追加議事日程は、お手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

追加日程第 1、議案第 46 号から議案第 48 号までを一括議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

今程は、追加提案に同意を頂きまして、有難うご座居ます。

それでは、議案第 46 号から第 48 号の一般職の職員の給与に関する条例、特別職の職員の給与等に関する条例、そして、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この改正は、人事院勧告に準じて、若年層を中心に、全職員を対象として、給与水準の改定を行うもので、一般職の月給を平均 3.0% 引き上げるとともに、12 月に支給する一般職の期末手当と勤勉手当をそれぞれ 0.05 ヶ月、合わせて 0.1 ヶ月分、そして特別職と議員の期末手当を 0.05 ヶ月分引き上げる改正で月給は、令和 6 年 4 月 1 日に遡及し、期末・勤勉手当は 12 月分より適用致します。

そして、令和 7 年度以降の期末・勤勉手当につきましては、6 月と 12 月の支給割合を平準化し、こちらは、令和 7 年 4 月 1 日から施行致します。

議員の皆様には、何卒、慎重にご審議を頂きまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託省略・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号から議案第 48 号までを一括して採決します。

議案第 46 号から議案第 48 号までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 46 号から議案第 48 号までについては、原案のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和 6 年第 5 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前 11 時 17 分)